

第1436号

AFN-1436

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2022年 10/17 (月)

『人手不足が深刻化、7割が実感 建設・運輸業で顕著—日商調査』

日本商工会議所・東京商工会議所は「人手不足の状況および新卒採用・インターンシップの実施状況」についてアンケート調査を実施。それによると「人手が不足している」と回答した企業は64.9%と前回調査(2月)と比べて4.2ポイント増加。過去の調査で最高だった2019年調査の66.4%には届かなかったものの過去最高水準に迫っている。



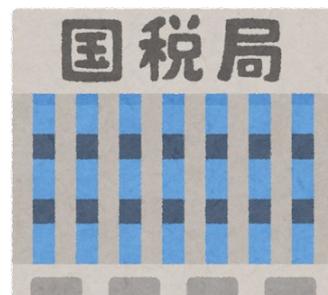
業種別でみると「建設業」(77.6%)と「運輸業」(76.6%)で「人手が不足している」との回答率が高い。コロナによる深刻な影響を受けた「宿泊・飲食業」(73.9%)でも7割を超える企業が人手不足と回答。求職者に対して魅力ある企業・職場となるための取組は「賃上げの実施、募集賃金の引き上げ」と回答した企業が最も多く57.0%。一方「女性、外国人材の活躍に関する調査」の結果では、男性育休促進に関する課題は「代替要員がない」が最多で52.4%、外国人材受け入れの課題は「日本語での円滑なコミュニケーション」が約半数を占めた。「女性の活躍を推進している」との回答率は71.6%に達するが、うち半数以上「課題がある」と回答。「女性管理職」比率については「0%」と回答した企業が43.2%と最多、「30%以上」の企業は10.1%。

『消費税の不正還付増加に対応 東京国税局が対策本部設置』

東京国税局は、消費税還付制度を悪用した事案が相次いでいるとして、「消費税不正還付対策本部」を新たに設置し、対応の強化に乗り出している。

報道によると、同局重藤哲郎局長は、対策本部での初会合で、税務調査や徴収などを担当する職員およそ130人を前に、極めて悪質性が高い消費税の不正還付行為に厳正に対処・取り組むよう訓示した。

消費税還付は、事業者が商品を販売する際に受け取った額より、仕入れの際に支払った額が多い場合、その差額が国から払い戻される制度。この制度を悪用し、仕入れを過大に申告するなどの手口で、不正に還付を受ける事案が増加している。税務調査の結果、同種案件で追徴課税された金額は、去年6月末までの1年間に、全国でおよそ34億円に上り、刑事事件に発展したケースもあるという。例えば昨年告発された近隣国企業では、日本国内で仕入れた商品を輸出すると、仕入れ時に消費税を支払う一方で、輸出先からは消費税を受け取れない。そのため税務署に申告すると、仕入れでかかった消費税分が還付されるといった仕組みを悪用していたという。東京国税局は、対応する担当官を大幅に増員するなどして、未然防止のための啓発や税務調査の態勢を強化する方針。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com